

令和2(2020)年度 科学研究費助成事業
(研究成果公開促進費)
—研究成果公開発表、学術図書、データベース—

審 査 の 手 引

令和元(2019)年12月

独立行政法人 日本学術振興会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。研究成果公開促進費についても同様の趣旨で審査を行います。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー(Peer Review)のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者には、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性などが審査委員に分かるように研究計画を具体的に研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

は し が き

本手引は、科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）（以下、この手引において「科研費」といいます）のうち、「研究成果公開発表」、「学術図書」及び「データベース」の審査を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範について参考(31頁)にするとともに、本手引の全ての留意事項等について遺漏なく審査してください。

なお、審査に当たっては、初めに利害関係に該当する成果公開を電子申請システムに登録してください。

(重要) 審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・ 審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・ 審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・ 電子審査システムの ID やパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・ パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・ 審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USB 等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

目 次

I 審査における基本的事項	1
II 研究成果公開促進費の審査について	4
III 書面審査について	8
IV 合議審査について	13

<参考>

1. 研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等	15
2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）	21
3. 研究者が遵守すべき行動規範について	31

I 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

(1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

<ピアレビューにおける研究者の責務>

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の審査・評価などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることとなります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

(2) 審査にあたっての姿勢、計画調書に基づく審査

科研費の審査は、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者の計画調書の内容を尊重し、自身の視点から計画調書に沿ってその内容を理解し、各応募成果公開の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その成果公開の意義を評価してください。その際、計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募成果公開の内容に基づき、自由に審査区分及び区分内番号を選択しています。審査委員から見て審査区分及び区分内番号の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

(3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合に

は、それが科研費の審査に関係していることは伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の内容を他に漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、全ての審査委員の任期が終了した後に日本学術振興会において公開するまでは非公開としていますので、その間は自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないよう注意してください。委員氏名の公表時期は当該年度の審査を行った全ての審査委員の任期（最大3年）が終了した後とする予定です。

(4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の成果公開の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が成果公開の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体（研究者グループ等）との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該成果公開の審査を行わないでください。

合議審査における審査グループごとの審査においては当該成果公開の審査に加わらないでください。

また、当該審査グループから審査結果の報告が行われる際には一時的に退席していただき、小委員会全体の合議において、採択候補成果公開に利害関係のある場合、利害関係のある採択候補成果公開について申告してください。

規程上は次頁のとおり定めていますので、こちらも参照して下さい。

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんが、「利害関係」をあまりに広くとらえすぎることをないように注意してください。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

次頁の規程に挙げられているケース以外は、ご自身で利害関係を有するかどうか判断してください。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 (略)

二 研究成果公開促進費の場合

(1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、成果公開の代表者又は成果公開の代表者の所属する学術団体等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 事業遂行における緊密な関係

(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

③ 同一研究単位での所属関係 (同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 成果公開の採否又は審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(3) (略)

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条)

II 研究成果公開促進費の審査について

(1) 研究成果公開促進費の概要

研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

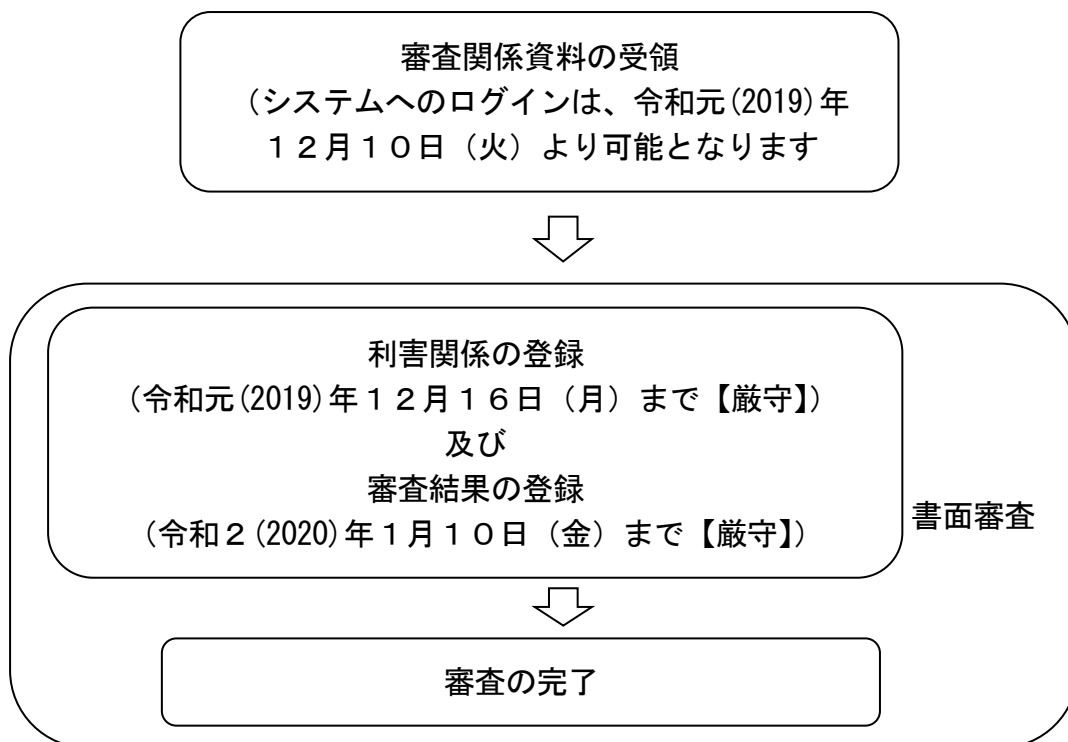
種 目	目 的 ・ 内 容
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成

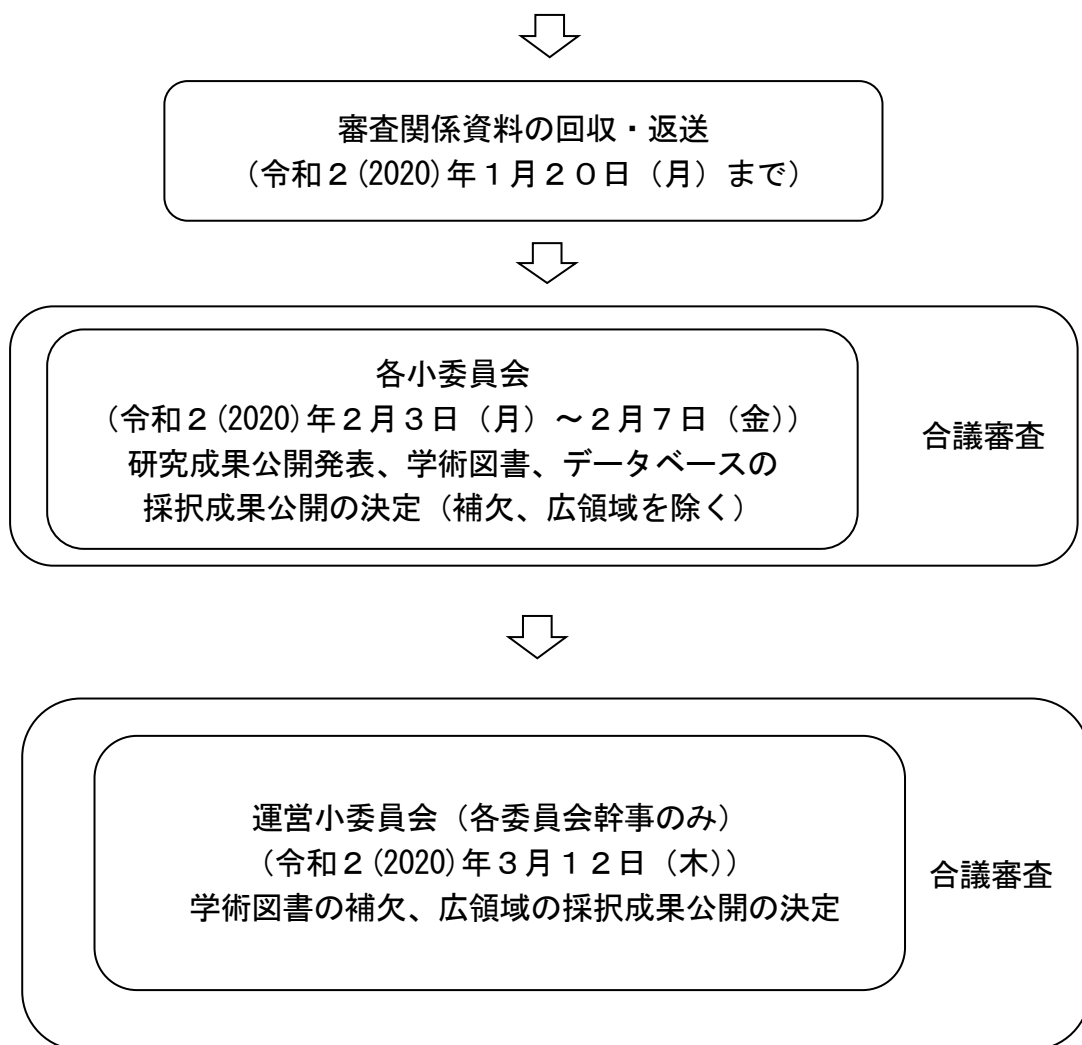
(2) 審査方法

科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）のうち、「研究成果公開発表」（「研究成果公開発表（B）」及び「研究成果公開発表（C）」）、「学術図書」、「データベース」の審査は、書面により個別に行う書面審査と、審査区分ごとの小委員会での合議による合議審査によって行われます。

<審査の流れ>

審査は、「書面審査」と「合議審査」を次の日程のとおり実施します。





① 書面審査

審査グループごとの3人の審査委員が、計画調書を用いて、個々の成果公開の学術的価値等について個別に評価を行います。各評価項目における評定及び総合評点をつけるだけでなく、その評価に至ったポイント（応募成果公開の長所や短所など）を「審査意見」欄に記入します。

② 合議審査

書面審査と同一の審査委員が、審査区分に基づき、4小委員会による23の審査グループ（7頁「審査グループ一覧」参照）に分かれて評価を行います。ここでは、書面審査を担当した審査委員による審査項目別評定、総合評点及び審査意見が審査資料として提示されます。これらの資料、統計処理した資料及び個々の計画調書をもとに、審査委員の合議（以下a、b及びc）により、採択成果公開を選定します。

a グループ審査（各小委員会）

- ・「研究成果公开发表（B）」及び「研究成果公开发表（C）」について、採択候補成果公開を選定します。
- ・「学术図書」について、採択候補成果公開を選定、広領域の応募成果公開に係る評点

の検討を行います。

- ・「データベース」について、採択候補成果公開を選定、広領域の応募成果公開に係る評点の検討を行います。

b 全体合議（各小委員会）

- ・「研究成果公开发表（B）」及び「研究成果公开发表（C）」について、採択成果公開及び配分額を決定します。
- ・「学術図書」について、採択成果公開を決定、補欠成果公開の選定及び広領域の応募成果公開に係る評点を決定します。
- ・「データベース」について、採択成果公開、複数年の内約を行う成果公開、配分額及び広領域の応募成果公開に係る評点を決定します。

c 補欠成果公開の採否及び広領域の採択成果公開の決定（運営小委員会）

- ・「学術図書」について、補欠成果公開の採否、広領域の採択成果公開を決定します。また、専門家（出版社等）が行う見積書の価格の検証結果を参考に、採択成果公開の配分額を決定します。
- ・「データベース」について、広領域の採択成果公開及び配分額を決定します。

<審査グループ一覧>

(別表)

【人文科学小委員会】

審査グループ	審査区分内番号	参考となる関連分野
A 1	1 1 0 : 哲 学	哲学・倫理学 中国哲学・印度哲学・仏教学 宗教学 思想史 美学・芸術諸学 美術史
A 2	1 2 0 : 文 学 A	日本文学
A 3	1 3 0 : 文 学 B	ヨーロッパ文学 中国文学 文学一般 その他文学Aに該当しないもの
A 4	1 4 0 : 言 語 学	言語学 日本語学 英語学 日本語教育 外国語教育
A 5	1 5 0 : 史 学 A	日本史
A 6	1 6 0 : 史 学 B	史学一般 アジア史・アフリカ史 ヨーロッパ史・アメリカ史 考古学 文化財科学・博物館学 その他史学Aに該当しないもの
A 7	1 7 0 : 人文地理学・文化人類学	人文地理学 文化人類学・民俗学

【社会科学小委員会】

審査グループ	審査区分内番号	参考となる関連分野
B 1	2 1 0 : 法 学	基礎法学 公法学 国際法学 社会法学 刑事法学 民事法学 新領域法学
B 2	2 2 0 : 政 治 学	政治学 国際関係論
B 3	2 3 0 : 経 済 学	理論経済学 経済学説・経済思想 経済統計 経済政策 財政・公共経済 金融・ファイナンス 経済史
B 4	2 4 0 : 経 営 学	経営学 商学 会計学
B 5	2 5 0 : 社 会 学	社会学 社会福祉学
B 6	2 6 0 : 心 理 学	社会心理学 教育心理学 臨床心理学 実験心理学
B 7	2 7 0 : 教 育 学 A	教育学 教育社会学 特別支援教育
B 8	2 8 0 : 教 育 学 B	教科教育学 その他教育学Aに該当しないもの

【理工小委員会】

審査グループ	審査区分内番号	参考となる関連分野
C 1	3 1 0 : 数物系科学 A	数学 天文学 物理学 プラズマ科学
C 2	3 2 0 : 数物系科学 B	地球惑星科学 その他数物系科学Aに該当しないもの
C 3	3 3 0 : 化 学	基礎化学 複合化学 材料化学
C 4	3 4 0 : 工 学 A	応用物理学 計算科学 機械工学 電気電子工学 材料工学 プロセス・化学 工学 総合工学 情報学 その他工学Bに該当しないもの
C 5	3 5 0 : 工 学 B	土木工学 建築学

【生物小委員会】

審査グループ	審査区分内番号	参考となる関連分野
D 1	4 1 0 : 生 物 学	基礎生物学 生物科学 人類学
D 2	4 2 0 : 農 学	生産環境農学 農芸化学 森林圏科学 水圏応用科学 社会経済農学 農業工学 動物生命科学 境界農学
D 3	4 3 0 : 医 歯 薬 学	薬学 基礎医学 境界医学 社会医学 内科系臨床医学 外科系臨床医学 歯学 看護学

Ⅲ 書面審査について

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、＜参考1＞に明示する「研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等（以下「評価基準等」という。）」（15頁）に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1) 成果公開の評価

成果公開の評価は、「評価基準等」の「i 応募要件に係る評価項目」、「ii 評価基準」及び「iii その他の評価項目」により行います。

「ii 評価基準」による評価は、専ら当該成果公開の学術的価値に基づいて行ってください。

① 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の成果公開について、評点を付すこと及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

書面審査の評点は、成果公開の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査における適正な判断を促進させるため、書面審査においては、「総合評点」の評点分布は評価基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。

「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。総合評点の分布が上記の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。（応募件数が10件以上の場合）

なお、研究成果公開促進費は、専門分野単位では応募件数が少ないことから、別表「審査グループ一覧」（7頁）に示す審査区分内番号毎に審査を行うこととしており、応募成果公開が審査委員の専門外である場合についても、より広い立場から審査を行い、評点を付してください。

② 「i 応募要件に係る評価項目」及び「iii その他の評価項目（経費の妥当性）」に関する評価

「研究成果公开发表」及び「データベース」については、「iii その他の評価項目」の「経費の妥当性」について評価を行ってください。

また、「データベース」においては、一般競争入札を要する場合に「i 応募要件に係る評価項目」の「競争入札に係る取組状況」について評価を行ってください。

平成31（2019）年度の新規採択成果公開の平均充足率は、下記のとおりとなっておりますので、評価の際の参考にしてください。

（参考）平成31（2019）年度配分状況（新規採択成果公開の平均充足率）

研究成果公开发表	80.5%
データベース	60.9%

なお、「学術図書」については、見積価格の適切性について、専門家（出版社等）による検

証を行うこととしており、各小委員会で選定された採択候補成果公開及び補欠成果公開の見積書の見積価格を検証し、その結果を踏まえ運営小委員会において配分額を決定するため、本評価を行う必要はありません。

さらに、「研究成果公開発表」及び学術団体等が作成する「データベース」（学術団体等が経理管理を行う成果公開）については、「i 応募要件に係る評価項目」の「学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況」について評価を行ってください。

これらについては、今回の応募成果公開のために必要となる経費であるか、交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制及び監査体制が整備されているか、評価項目の評定区分により評価し、「○」、「△」、「×」の評定の場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

③ 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント（応募成果公開の長所や短所など）を「審査意見」として必ず記入してください。

(2) 電子審査システムの利用について

書面審査の評定（審査結果）については全てシステムにより行います。

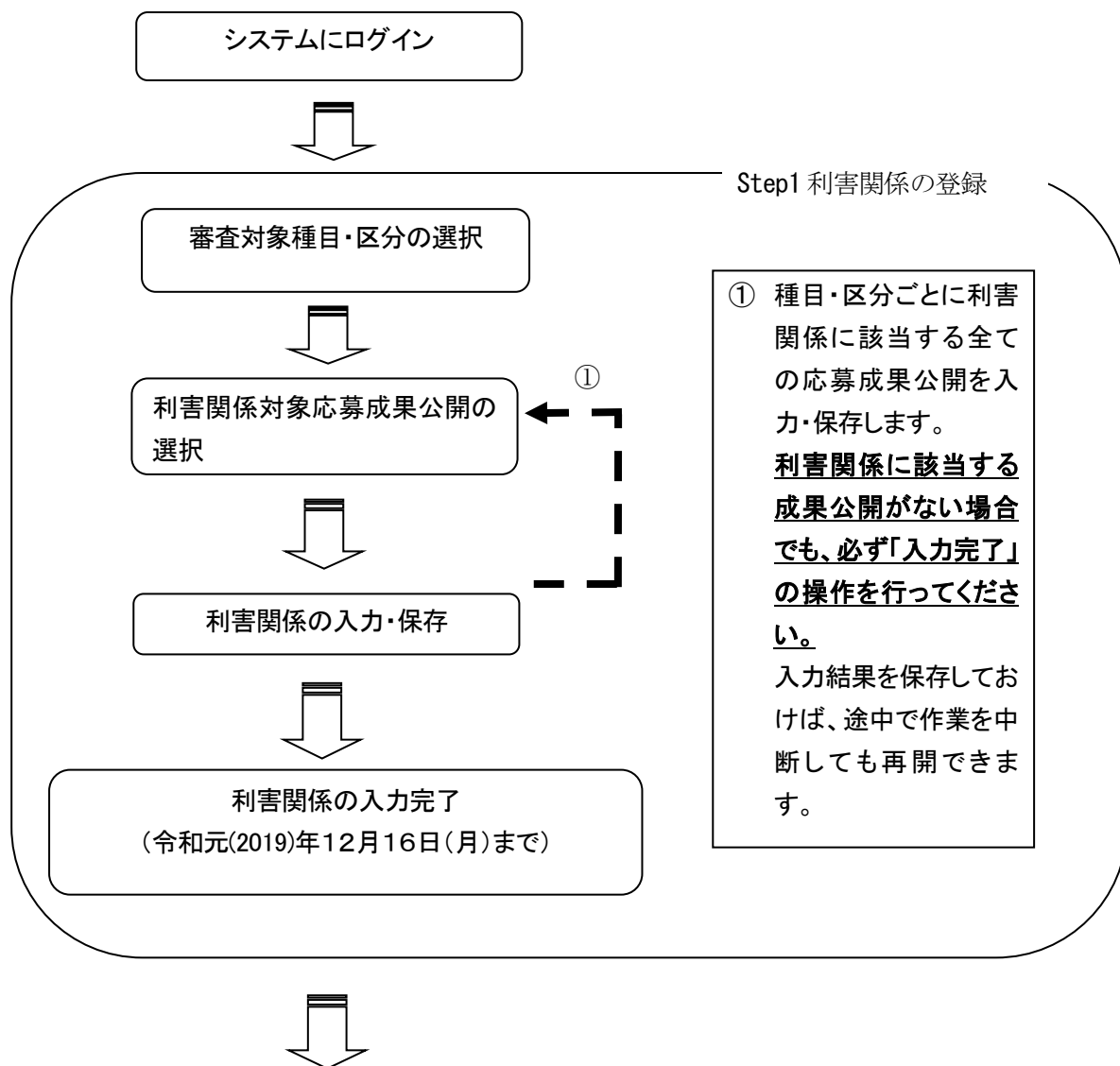
システムの利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（研究成果公開促進費）」を参照してください。

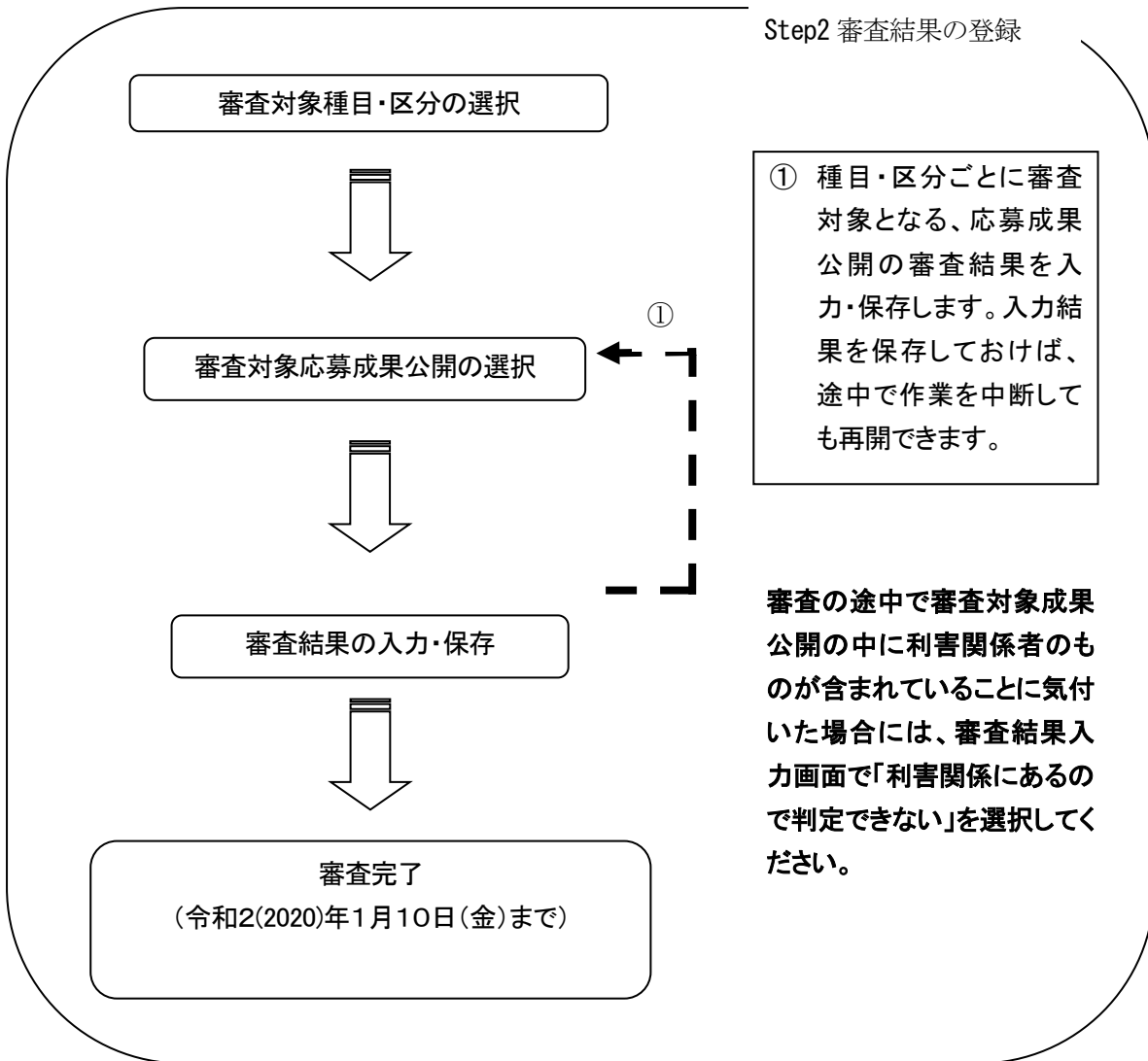
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、**Step 2 (次頁)**へ進んでください。

Step2 審査結果の登録



書面審査の終了です。

(3) 評定（審査結果）登録期限

[利害関係の登録]

令和元(2019)年12月16日(月)まで【厳守】

[審査結果の登録]

令和2(2020)年1月10日(金)まで【厳守】

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究事業課 研究成果公開促進費係

TEL 03-3263-4926, 4920

FAX 03-3263-1716

E-mail seikakoukai@jsps.go.jp

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9：30～17：30

※上記番号がつかないときは

独立行政法人日本学術振興会経営企画部情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

（4）書面審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

〔計画調書〕

書面審査を完了したら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、これを貼付して、以下の返送期限までに計画調書を返送してください。

※合議審査の際に会場に用意しますので、必ず返送してください。

返送期限：令和2(2020)年1月20日(月)【必着】

〔ID・パスワード通知書〕

書面審査の完了後（計画調書の返送後）に、裁断等により必ず処分してください。

IV 合議審査について

合議審査では、4つの各小委員会（人文科学、社会科学、理工、生物）において、本冊子の〈参考2〉「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」に基づき、書面審査の結果に基づいた総合的な判断を行い、必要な調整を図った上で、研究成果公開促進費の各種目の目的に沿った採択、配分等を行います。

合議審査を行う各小委員会は、下表のとおり開催します。

開催通知は、1月上旬に別途、送付します。

委員会の名称	開催日時	開催場所
人文科学小委員会	令和2(2020)年2月6日(木) 10:30~18:00	独立行政法人日本学術振興会 東京都千代田区麹町5-3-1 日本学術振興会4階会議室
社会科学小委員会	令和2(2020)年2月7日(金) 10:30~18:00	
理工小委員会	令和2(2020)年2月4日(火) 10:30~17:00	
生物小委員会	令和2(2020)年2月3日(月) 10:30~17:00	
運営小委員会(※)	令和2(2020)年3月12日(木) 15:30~18:00	

※「運営小委員会」は各小委員会の幹事のみ出席となります。

参 考

1. 研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）
令和元年11月12日改正

科学研究費助成事業（科研費）のうち研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

なお、国際情報発強化及び研究成果公開発表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の書面審査における評価基準等は別に定めます。

i 応募要件に係る評価項目

【評価項目】（ ）内は、計画調書における参照箇所を示します。

(1) 「データベース」における事項

【競争入札に係る取組状況】

（「競争入札に係る実施又は準備の状況」欄など）

各応募成果公開について、科研費の効率的な執行の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。なお、「×」の評定を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・一定額を超える契約の締結を要するものについて、契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札の実施又は実施に向けての十分な取り組みがなされているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	一般競争入札により契約の相手方を既に選定済みである。 契約の相手方を選定するにあたり、一般競争入札の実施に向けての準備がなされている。
×	契約の相手方を一般競争入札によらず選定した、又はする計画となっている。

(2) 「研究成果公開発表」、及び学術団体等が作成する「データベース」における共通事項

【学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

(「経理管理事務・監査体制」欄)

各応募成果公開について、科研費の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。なお、「×」の評定を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・ 交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・ 内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる。
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。

ii 評定基準

【評定要素】

(1) 「研究成果公開発表」

① 「研究成果公開発表（B）」

【シンポジウム・学術講演会等の目的、内容、対象】

(「シンポジウム・学術講演会等の目的」、「シンポジウム・学術講演会等の概要」、「シンポジウム・学術講演会等の対象」、「シンポジウム・学術講演会等が及ぼす効果」、「過去3年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会等開催状況」欄など)

- ・ 過度に専門的ではなく、参加対象に応じたテーマ、内容であるか。

② 「研究成果公開発表（C）」

【国際シンポジウム・国際会議等開催の目的、内容、対象】

(「国際シンポジウム・国際会議等開催の目的」、「国際シンポジウム・国際会議等の概要」、「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」、「国際シンポジウム・国際会議等における外国人演者の氏名及び主な業績」、「国際シンポジウム・国際会議等開催の準備状況」、「共催の有無について」、「学会の国際的活動」、「国際シンポジウム・国際会議等の実績」欄など)

- ・我が国と世界の研究者に研究交流の場を提供するテーマ、内容であるか。
- ・特に単年度計画のものについては、準備期間が十分取られており、かつ補助の必要性が高いと認められるか。

(2) 「学術図書」

【刊行の目的】

(「刊行物の内容(概要)」、「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・「刊行のみ行うもの」にあつては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- ・「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあつては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

【学術的価値等】

(「刊行物の内容(概要)」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など)

- ・学術的価値が高いもの(特に独創的又は先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

【刊行の意義】

(「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

【応募条件】

(「刊行物の内容(概要)」、「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない(公募の対象としていない)ものである。
 - ア) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - イ) 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
 - ウ) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - エ) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - オ) 出版社等の企画によって刊行するもの
 - カ) 市販しないもの
 - キ) 十分に市販性があるもの
 - ク) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの

(3) 「データベース」

【学術的価値、応募条件】

(「対象分野」、「概要」、「種類」、「性格」、「データベース作成計画」欄など)

- ・学術的価値が高いものであるか。
- ・以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。
 - a) データベース化が国際的にも期待されている分野
 - b) 国内においてデータベース化する必要のある分野
 - c) 国際的・国内的に同様な内容のデータベースが存在しない分野

- d) データベース化について我が国に協力を求められている分野
- イ) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
- ウ) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
- エ) データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。

【有用性、公開利用状況等】

（「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など）

- ・利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

（「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など）

- ・複数年度の内約を受ける「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗するものであるか。

【総合評点】

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「審査意見」欄に記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—
×	応募条件を満たしていない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成31(2019)年度新規採択成果公開の採択率

研究成果公開発表	38.4%
学術図書	35.2%
データベース	34.6%

iii その他の評価項目

〔経費の妥当性〕

各応募成果公開について、科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、下記の評定区分により、評定をしてください。

(「(空白)」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。)

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

(1) 「研究成果公開発表(B)・(C)」

【経費の妥当性】

(「応募経費」欄など)

- ・計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。

- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2) 「データベース」

【経費の妥当性】

(「入力予定データ量」、「データベースの作成に直接必要となる経費」、「令和2(2020)年度補助要求額の明細」欄など)

- ・作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

評価区分	評 定 基 準 (評価に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
○	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）

平成29年8月28日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 令和元年11月12日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) （略）
 - (2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。）を除く）、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) （略）
 - (4) （略）
 - (5) （略）
- 五 審査意見書作成者 （略）
- 六 評価協力者 （略）

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
 - (1) 「総合審査」 審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。（略）
 - (2) 「2段階書面審査」 （略）

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 (略)
- 三 中間評価 (略)
- 四 事後評価 (略)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 (略)
- 四 (略)

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合 (略)
- 二 研究成果公開促進費の場合
 - (1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこと

とする。

(2) 評価者等が、成果公開の代表者又は成果公開の代表者の所属する学術団体等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 事業遂行における緊密な関係

(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(3) (略)

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 (略)

3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。

4 (略)

5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査(事前評価)

(審査の方針)

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

(1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(最終改定 平成29年4月)に則り、厳正な審査を行う。

(2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添16「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月(平成29年6月改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3) (略)

(4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)

二 研究種目（応募区分）別の方針

- (1) 科学研究費（特別推進研究）（略）
- (2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究）（略）
- (3) 科学研究費（奨励研究）（略）
- (4) 研究成果公開促進費

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法（「国際情報発信強化」「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く。）

各審査区分への配分については、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した額を「配分予定枠」とするが、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。

イ 多面的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多面的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多面的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

② 「データベース」に係る事項

競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時までには、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

③ 「研究成果公开发表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に係る事項 経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

④ 個別事項

ア 研究成果公开发表（B）（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）（C）

- a 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で、

その運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

ただし、次の(a)及び(b)に該当するものは選定しない。

(a) 研究成果公開發表(B)において、主催団体の会員のみを対象とするもの。

(b) 研究成果公開發表(C)において、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているもの。

b 選定に当たって次の(a)及び(b)について配慮する。

(a) 研究成果公開發表(B)において、分野や開催地域が偏らないようにする。

(b) 研究成果公開發表(C)において、同一学会に集中しないようにする。

c 事業期間は、研究成果公開發表(B)においては1年、研究成果公開發表(C)においては2年以内とする。

イ 研究成果公開發表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス）（略）

ウ 国際情報発信強化（略）

エ 学術図書

a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

(a) 既に類似の成果が刊行されているもの

(b) 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの

(c) 学術研究の成果とは言い難いもの

(d) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの

(e) 出版社等の企画によって刊行するもの

(f) 市販しないもの

(g) 十分に市販性があるもの

(h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの

b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。

c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。

d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。

e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のもの、慎重に審査する。

f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

オ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

(ア)「データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に

供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。

(a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。

- ・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。
- ・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。
- ・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。
- ・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。

(b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。

(c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。

(d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。

(イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。

(ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。

「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学問的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。

(エ) 複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(5) 特別研究員奨励費(略)

(6) 国際共同研究加速基金(略)

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

- 一 特別推進研究(略)
- 二 基盤研究(S)(略)
- 三 基盤研究(A)(応募区分「一般」)(略)
- 四 基盤研究(B)(C)(応募区分「一般」)、若手研究(B)、若手研究(略)
- 五 研究活動スタート支援(略)
- 六 挑戦的研究(略)
- 七 基盤研究(B)(C)(応募区分「特設分野研究」)(略)
- 八 奨励研究(略)

九 研究成果公開促進費

(1) 研究成果公開発表（B）（研究成果公開発表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）（C）

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

ウ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

エ イからウを差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次の a～b のとおり、採択候補成果公開を選定する。

a 各審査グループにおいて、「研究成果公開発表(B)」と「研究成果公開発表(C)」の採択候補成果公開を選定する。

b 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次の a～b のとおり、採択成果公開等を決定する。

a 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

b 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

カ 各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

ア 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

② 継続成果公開（研究成果公開発表（C）のみ対象）

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

(2) 研究成果公開発表（B）「ひらめき☆ときめきサイエンス」（略）

(3) 国際情報発信強化

〔応募区分「国際情報発信強化（A）」「オープンアクセス刊行支援」〕（略）

(4) 国際情報発信強化〔応募区分「国際情報発信強化（B）」〕（略）

(5) 学術図書〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開の決定及び補欠成果公開の選定を行う。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。
- ③ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠成果公開について、合議により採択成果公開を決定する。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。
- ③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。
- ④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。
 - イ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
 - ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
 - ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。
 - イ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
 - ウ 各小委員会は、補欠成果公開を選定する。
 - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開、「調整枠」による採択成果公開及び各小委員会が選定した補欠成果公開の採否を決定する。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、運営小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

(6) データベース

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けること

とする。

- ② 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。
- ③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。
- ④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。
 - イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から複数年の内約を行う成果公開（「重点データベース」）に値する候補成果公開の有無について検討する。
 - ウ 各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
 - エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
 - ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。
 - イ 各小委員会において、複数年の内約を行う成果公開（「重点データベース」）としての採択成果公開を決定する。
 - ウ 各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
 - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。
- ⑦ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

十 特別研究員奨励費（略）

十一 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（略）

十二 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））（略）

十三 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（略）

十四 継続研究課題（特別推進研究を除く）（略）

（審査結果の開示）

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

- 一 特別推進研究（略）
- 二 基盤研究（S）（略）

- 三 基盤研究（Ａ）（応募区分「一般」）（略）
- 四 基盤研究（Ｂ）（Ｃ）（応募区分「一般」）、若手研究、研究活動スタート支援（略）
- 五 挑戦的研究、基盤研究（Ｂ）（Ｃ）（応募区分「特設分野研究」）（略）
- 六 奨励研究（略）
- 七 国際情報発信強化（略）

八 研究成果公開発表（研究成果公開発表（Ｂ）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）、学術図書、データベース
採択されなかった代表者に当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

- 九 研究成果公開発表（Ｂ）「ひらめき☆ときめきサイエンス」（略）
- 十 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（Ａ）（Ｂ））（略）
- 十一 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（略）

第 3 章 研究進捗評価（略）

第 4 章 中間評価（略）

第 5 章 事後評価（略）

附則（平成 29 年 8 月 28 日）
この規程は、平成 29 年 8 月 28 日から施行する。

附則（平成 29 年 10 月 30 日）
この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附則（平成 30 年 7 月 19 日）
この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

附則（平成 30 年 10 月 3 日）
この規程は、平成 30 年 10 月 3 日から施行する。

附則（令和元年 7 月 2 日）
この規程は、令和元年 7 月 2 日から施行する。

附則（令和元年 9 月 12 日）
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条二（2）及び第 12 条四（2）の規定は、令和元年 9 月 12 日から施行する。

附則（令和元年 11 月 12 日）
この規程は、令和元年 11 月 12 日から施行する。

3. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

【日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月25日）より抜粋】

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※[URL:http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/](http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/)

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※[URL:https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf)